

燃やせるごみ

**燃やせるごみ
指定袋**
＜容量は4種類＞
45ℓ 20ℓ
10ℓ 5ℓ

有料
分解しても
指定袋に
入らない場合

**燃やせるごみ
指定シール**
＜種類は3種類＞
大・中・小

一辺の長さが50cmを超える大きさのもの、重さが30kgを超えるものは集積所に出せませんが、分解などして長さ50cm以下にし、指定袋に入れるか、指定シールを貼ることで集積所に出せます。

《集積所への出し方》
燃やせるごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。
指定袋に入らないごみは、直接、燃やせるごみの指定シールを貼って出してください。

指定袋の販売価格 (10枚1組で販売)		指定シールの販売価格 (1枚単位で販売)	
容量	販売価格	区分	販売価格
45ℓ	495円	大 (30kgまで)	180円
20ℓ	220円	中 (20kgまで)	120円
10ℓ	110円	小 (10kgまで)	60円
5ℓ	55円		

指定袋に入れて出す主な例

●ぬいぐるみ、衣類、靴など
衣類のボタン・ファスナーなどはつけたままで構いません。

●竹串など
先の尖ったものは必ず折ってください。

●紙製の芯
(トイレットペーパー、ラップ、アルミホイルなどの芯)

●湿布、ばんそうこう、保冷剤

●紙おむつ、ペットの砂
汚物はトイレへ流してください。

●草・花、野菜の茎

●紙くす
●タバコの吸殻
●手紙、ダイレクトメールなど
●アルバム

●飲まなくなった錠剤

●貝殻、カニの殻、とうもろこしの芯・皮、竹の子の皮など発酵しにくい台所ごみ

●クリーニングの袋

●バケツ、洗面器、スキーウェア、スキー靴、雨ガッパ、合成樹脂製の靴、容器包装以外のプラスチック製品

●ビデオ・カセットテープ・CD (ケースごと)、プラスチック製のおもちゃ

指定シールを貼って出す主な例 (1束ごとに一枚のシールが必要です)

3種類
大 (30kgまで)
中 (20kgまで)
小 (10kgまで)

ごみを出す際、計量してその重さにあった指定シールを貼ってください。
※分解などして一辺の長さを50cm以下にしてください。

小シール

ふとん、カラーボックス、座布団、座椅子 (金属を含むものを除く)、カーテン、ござ、毛布、すだれ、すのこ
※ふとんやマットレス (スプリングが入っていないもの) などはひもで十字に縛って出してください。

